

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	政策の達成目標	森林施業計画認定率の向上
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日 (2 年間)
	同上の期間中の達成目標	森林の適切な維持管理
	政策目標の達成状況	森林施業計画認定面積 H20 年度 750 万 ha
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度 3,094 件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	充実しつつある森林資源を背景に、今後伐採の増加が見込まれる中、本特例により、森林施業計画の維持を図ることが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、特に主伐に対する特例としては本措置が唯一であることから、森林施業計画策定に向けたインセンティブを本特例で与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	(単位: 件、百万円)			
	年	H19	H20	H21
	対象者数	919,833	919,833	919,833
	件数	2,967	2,499	2,807
	減税額	112	114	110
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	森林資源の充実に伴い、今後伐採の増加が見込まれているところであり、森林施業計画の策定に向けたインセンティブを与えることにより、適正かつ合理的な森林整備及び保全が図られる。			
前回要望時の達成目標	森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	昭和42年に制度を創設し、以来2年ごとに延長。控除額の計算方法の見直しや適用対象の見直しなど。			